

【研究資料】

アンチ・ドーピングにおけるインテリジェンス収集及び
ドーピング捜査の体制に関する研究：
日本・オーストラリア・英国・ドイツの比較から

日比野幹生

日本体育大学体育学部スポーツ政策学研究室

A study of anti-doping intelligence gathering and investigation
system: A comparison of Japan, Australia, the United Kingdom
and Germany

Mikio HIBINO

Abstract: The 2020 Tokyo Olympic and Paralympic Games will be held in Japan. Japan has been required by the International Olympic Committee and World Anti-Doping Agency to build an anti-doping intelligence gathering and investigation system for the Games. However, Japan does not yet have such a system. This study made an international comparison of Japan, Australia, the United Kingdom and Germany regarding the process of building the anti-doping system in each country, domestic laws and regulations and policies related to anti-doping, and methods of intelligence gathering and doping investigation, in order for Japan to build an optimal system for intelligence gathering and doping investigation. It is clear from the study that Japan expects an outstanding system for intelligence gathering and doping investigation. Furthermore, the study suggests that neutrality of Japan Sport Council, collaboration of between the Japan Sport Council and Japan Anti-Doping Agency, comprehensive legislative support for anti-doping system, and doping investigation and the introduction of criminal penalties for doping will be issues for the future. I believe that these efforts will contribute to the success of the 2020 Tokyo Olympic and Paralympic Games and the promotion of anti-doping in Japan.

(Received: October 31, 2016 Accepted: January 23, 2017)

Key words: anti-doping, intelligence gathering, investigation, international comparison

キーワード：アンチ・ドーピング，インテリジェンス収集，ドーピング捜査，国際比較

1. 緒 言

(1) 研究の背景

これまで、ドーピングの撲滅に向けて世界中で様々な取組が進められてきた。しかし、依然としてドーピングの撲滅には至らず、ドーピングは世界のスポーツ界の大きな課題となっている。このような中、アンチ・ドーピングの世界統一規程である世界アンチ・ドーピング規程（以下、「WADA 規程」という。）が改訂され、2015年1月1日から新たなWADA規程が有効となっている¹⁾。今回のWADA規程の改訂の重要な点に、インテリジェンス収集及びドーピング捜査が国内アンチ・ドーピング機関に求められるようになったこと

があげられる。加えて、政府には国内アンチ・ドーピング機関との協力やインテリジェンス収集及びアンチ・ドーピング機関間のデータ共有のために法令、規則、政策又は行政事務手続きを行うことが定められている。

インテリジェンスとは、競技者自身が発信する情報（Twitter, Facebook等のSNS）、競技者居場所情報、競技成績の急激な向上、競技大会スケジュール、行政機関（税関、警察等）から入手する情報、また、競技者から採取した血液や尿検体から得られる生体指標を経時的に収集・評価することによる禁止物質や禁止方法の使用の可能性を評価するアスリート・バイオロジカル・パスポート（以下、「ABP」という。）の数値等、

競技者に関連する様々な情報を総合的に評価し、その評価内容をもとに、ドーピングをしている可能性の高い「競技者」や「タイミング」を特定しドーピング検査の立案を行うなど、アンチ・ドーピング規則違反者の摘発に対して実効性を高めるための対応を講じる取り組み²⁾とされている。

ドーピング捜査とは、アンチ・ドーピング規則違反の可能性を否定すること、又は手続きの開始を支援する証拠を積み上げるために、分析的、非分析的な情報、インテリジェンスについて捜査すること（ABPに基づく違反が疑われる場合を含む³⁾）をいう。たとえば、実際の事例をあげると、税関は、禁止物質が輸入される事実を通常業務の中で把握する。税関は、この情報を2週間ごとの定期的な報告で国内アンチ・ドーピング機関に報告する。国内アンチ・ドーピング機関は、この情報から輸入者が競技者であることを特定し、競技者に禁止物質について問い合わせる。しかし、競技者は禁止物質の輸入について否定したので、ドーピング捜査によりさらに詳細なインテリジェンス収集を行い、これらを分析・評価することで、競技者が海外で知られている供給業者からの禁止物質を購入するために国際的な振替プロバイダーを通して3回の送金をした事実を確認する。この結果、この競技者は所定の手続きにしたがってアンチ・ドーピング規則違反となる⁴⁾。

このように、インテリジェンス収集及びドーピング捜査により、検体採取・分析によらないアンチ・ドーピング規則違反の特定ができることや競技会外検査の実施対象競技者の選定及び実施タイミングを絞り込むTarget Testingを実施することで、諸外国では大きな成果が報告されている⁴⁾。アンチ・ドーピング先進国と言われているオーストラリアや英国では既にインテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制が構築されている。オーストラリアでは、WADA 規程の改訂作業がはじまる以前から積極的にインテリジェンス収集及びドーピング捜査が取り入れられていた⁵⁾。英国では、2012年にロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2012年ロンドン大会」という。）の開催を控える中、インテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制を構築し、2012年ロンドン大会の開催前からのアンチ・ドーピング規則違反者の摘発を目指した。

日本では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）が開催される。日本は、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年大会」という。）の招致段階で既に国際オリンピック委員会（以下、「IOC」という。）に対してインテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制構築を確約している。IOCは、2020年大会においては、申請ファイルの提出時にアンチ・ドー

ピングに関する政府保証を求めている。2016年大会の招致では立候補ファイル提出時にアンチ・ドーピングに関する政府保証を求めているが、2020年大会では申請都市の段階で当該政府保証の提出を求めるとともに、2020年大会の開催にあたっては開催国にインテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制を条件としたのである⁶⁾。これに加えて、前述のとおりWADA 規程の改訂においては、アンチ・ドーピング機関によるインテリジェンス収集及びドーピング捜査の実施及び政府による法令、規則、政策又は行政事務手続きが規定された。しかしながら、現在のところ日本ではインテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制が構築されていない状況である。文部科学省においては、2016年1月に「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」（以下、「タスクフォース」という。）が設置され、2020年に向けたアンチ・ドーピング体制の構築・強化について検討が行われており、インテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制についても検討中である⁷⁾。

(2) 先行研究の動向

諸外国ではアンチ・ドーピングに関する研究は積極的に行われてきた。この中でインテリジェンス収集及びドーピング捜査に関する研究については、オーストラリアを中心として行われている。これらの研究をみると、インテリジェンス収集及びドーピング捜査の方法自体に着目した研究、オーストラリア・アンチ・ドーピング機構（以下、「ASADA」という。）の先進性に着目した研究などがみられる。前者としては、オーストラリアン・フットボール・リーグにおける禁止薬物の使用に関するドーピング捜査の事例から当該リーグでの禁止薬物の使用の実態とドーピング捜査における課題を明らかにしている研究⁸⁾。オーストラリアにおける検体採取・分析によらない違反に関する研究から、インテリジェンス収集やドーピング捜査における聞き取り調査の実態について検討している研究⁹⁾などが行われている。後者については、ASADAの役割及び機能とインテリジェンス収集及びドーピング捜査に関する研究からASADAにおけるインテリジェンス収集及びドーピング捜査の有効性について実証している研究¹⁰⁾¹¹⁾。オーストラリア及びASADAにおけるWADA 規程の遵守のための政策過程の研究からASADAは設立時からインテリジェンス収集及びドーピング捜査の機能を持ち最先端のアンチ・ドーピング活動を目指していたことを明らかにしている研究⁵⁾などが行われている。

日本では、IOCからWADAに国際的なアンチ・ドーピング体制が移行し、ユネスコ「スポーツにおけるドー

ピング防止に関する国際規約」(以下、「ユネスコ国際規約」という。)が締結される時期までに国内外のアンチ・ドーピング体制に関する研究¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾が行われている。しかし、インテリジェンス収集及びドーピング捜査に関する研究については、国内の一部の学会で議論されている事例^{註1)}はあるものの、現在のところは希少である。

以上のように、オーストラリアなどにおいてはインテリジェンス収集及びドーピング捜査に関する研究が行われ、その成果について実証されてきた。しかし、日本においては新たな手法であるインテリジェンス収集及びドーピング捜査に関する研究は十分とはいえない状況にある。

(3) 研究の目的

前述のとおり、オーストラリアや英国では、既にインテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制を確立している。IOCは、2020年東京大会に向けて、インテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制を構築することを要請しており、ジョン・コーツIOC調整委員会委員長は書簡で「オーストラリアや英国が導入している、WADA規程5.8条(インテリジェンス収集及びドーピング捜査)に必要な法律や手続きを日本が調査することを推奨する。」⁷⁾と述べている。加えて、文部科学省はタスクフォースの中間報告において、2020年に向けたアンチ・ドーピング体制の構築・強化のために法的措置も検討することとしており、既にアンチ・ドーピング法を制定しているドイツ、フランス、イタリアなどの国を参考にすることも必要であると考えられる。ドイツは、先行研究でスポーツ団体の地位及び刑法理論において日本と共通性を有するといわれている^{註2)}ことや2015年に制定したアンチ・ドーピング法を有することから、アンチ・ドーピング法を有する国の中で日本が参考にするべき国はドイツが最も適していると考えられる。

このようなことから、本論では日本、オーストラリア、英国、ドイツのアンチ・ドーピングにおけるインテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制を比較することで、今後の日本のアンチ・ドーピング体制の構築のための示唆を得ることを目的とした。

2. 研究方法

(1) 比較の枠組み

本論では、国内アンチ・ドーピング体制の確立までの経緯、アンチ・ドーピング関係法令・政策、インテリジェンス収集の方法、ドーピング捜査の方法を比較分析の視点とした。各国の体制を比較するにあたっては、インテリジェンス収集の方法及びドーピング捜査

の方法に加えて、現在の国内アンチ・ドーピング体制を確立するまでの経緯を比較分析の視点とするのは、先行研究において国際比較を行うにあたっては各国の共通の問題に対する異なる対応の捉え方には十分注意が必要であり、事前に各国の政府・政策の構造やスポーツの展開・組織等については理解しておくこと¹⁵⁾が重要であるとされているためである。加えて、アンチ・ドーピング関係法令・政策を比較分析の視点とするのは、インテリジェンス収集及びドーピング捜査についてはWADA規程では政府が法令・政策等を定めることが規定されていること、IOCからは他国の法令や手続きを含めて調査をすることが推奨されているためである。このことから、本論では前述の比較分析の視点を導入することとした。

(2) 調査対象

日本、オーストラリア、英国、ドイツの法令や国内アンチ・ドーピング規程等の関係規程、政府や国内アンチ・ドーピング機関の関係文書、その他アンチ・ドーピングに関する文献等を対象として文献調査を行った。

3. 結 果^{註3)}

(1) 国内アンチ・ドーピング体制の確立までの経緯

① オーストラリア

オーストラリアのアンチ・ドーピング活動は、1979年から1982年にかけてオーストラリア・スポーツ医学協会が実施した国内のスポーツにおける薬物使用に関する実態調査の結果から、スポーツでの薬物使用が幅広い年齢層、あらゆる競技種目、すべての競技レベルに及んでいることがわかり、この対策を迫られたことにはじまる¹⁶⁾。1985年には、国のスポーツ行政全般に責任を持つオーストラリア・スポーツ・コミッション(以下、「ASC」という。)が設立され、この組織内にあるアンチ・ドーピングプログラム委員会がアンチ・ドーピング活動をはじめた。

しかし、競技者の薬物使用の蔓延や指導者の関与なども判明するなど、ドーピングが大きな問題となり、1988年には上院議会に調査委員会が設置されて実態調査が行われるなどの対応策が検討され、この結果1990年には調査報告書が提出される。本報告書では、スポーツにおける薬物問題の撲滅のために独立した機関が必要であるとされ、この結果を受けて、政府はAustralian Sports Drug Agency Act 1990により独立した行政機関としてオーストラリア・アンチ・ドーピング機構(以下、「ASDA」という。)を設立する¹⁶⁾。

政府は、2006年にAustralian Sports Anti-Doping Authority Act 2006(以下、「ASADA法」という。)によりASDAを発展的に解消し新たなアンチ・ドーピン

グ機関である ASADA を設立する。これは、2004 年に起きた Mark French 事件^{注4)}がきっかけとなり、アンチ・ドーピング規則違反の捜査権限などを強化したアンチ・ドーピング機関の必要性が高まったことによる⁵⁾。オーストラリアは、常に世界でも先端的なアンチ・ドーピング活動を展開してきた。このため、WADA は、これまでオーストラリアの手法を WADA 規程に取り込むなど模範的な国として位置づけている。

②英国

英国では、1972 年にロイヤルチャーターを得て誕生した非省庁公的機関であるスポーツカウンスルが、その設立以来、政府に代わって英国のスポーツ政策の策定・展開において中心的な役割を担ってきた。英国では、このスポーツカウンスル内に薬物局が設置され情報収集と検査対象者の決定を行い、別の機関である薬物コントロール教育センターが検体の分析と教育啓発活動を行うとともに、両者の調整を薬物関連組織である禁止薬物アドバイザーグループが担うというシステムであった¹⁶⁾。

英国では、1960 年代以降、競技者の薬物使用が各種の調査により確認され、その競技種目も特定の競技種目から多くの競技種目に広がりを見せるとともに、高い競技レベルの競技者から低いレベルの競技者、さらにはスポーツクラブなどの一般レベルまで広がっていた。その後、英国のアンチ・ドーピング政策が有効に実施されていないことから、2007 年には英国下院科学技術委員会によって問題提起がなされる。同委員会は、ドーピングを管理する責任のある組織が、利害の衝突の問題を抱えている可能性があるとして指摘し、「UK スポーツや、個々の競技の国家的な管理運営機関から独立して、そうした管理を行う機能を果たす、何か別の組織を設立する」ことを提言した。UK スポーツは、まず、2007 年 1 月に独立したアンチ・ドーピング・パネルを設立することを発表する¹⁷⁾。当初スポーツカウンスルが中心となって実施されてきたアンチ・ドーピング活動は、このころ UK スポーツが引き継ぎ、アンチ・ドーピング部門が設立され WADA 規程の署名当事者として国内アンチ・ドーピング機関の役割を担っていた。しかし、UK スポーツは国費や国営宝くじなどの公的資金をスポーツ団体に配分するため 1996 年に設立された団体で、競技力向上とアンチ・ドーピングとの利益相反の恐れが指摘され中立性が求められるようになっていた。このため、2012 年ロンドン大会の開催決定を契機として、2009 年に国内アンチ・ドーピング機関の設置及び政策目的等を規定する UK National Anti-Doping Policy が制定されるとともに、UK スポーツから独立する形で UK Anti-Doping (以下、「UKAD」という。)が設立される¹⁸⁾。

UKAD は、非省庁公的機関であり英国のアンチ・ドーピング活動を一元的に担う機関である。英国の文化・メディア・スポーツ省の所管で理事も同省によって任命され、予算も配分される。UKAD が設立された 2009 年には文化・メディア・スポーツ省から 4 億 3,700 万円の予算が措置され、アンチ・ドーピング活動への支援の強化が図られている¹⁹⁾。

③ドイツ

旧東ドイツにおけるドーピング問題を抱えるドイツでは、ドイツのスポーツ統括団体であるドイツスポーツ連盟 (以下、「DSB」という。)がアンチ・ドーピング活動の中心的な役割を担ってきた。その活動は、1970 年に DSB が策定したアンチ・ドーピングに関するガイドラインにはじまる。その後、DSB のアンチ・ドーピング委員会とドイツオリンピック委員会のアンチ・ドーピング委員会が 2002 年に新たに設立された国内アンチ・ドーピング機構 (以下、「NADA」という。)へと統合される。2004 年にはドイツ・アンチ・ドーピング規程 (以下、「NADA 規程」という。)が策定され、2006 年にはドイツオリンピックスポーツ連盟がアンチ・ドーピングに関するアクションプランを策定し、さらに国内体制を強固なものとしている²⁰⁾。

ドイツでは団体自治の伝統が強くスポーツ団体も民間団体として自立性を承認されてきた。アンチ・ドーピングについても民間団体において制度が整備され様々な活動が行われてきた。ただし、ドイツ政府は補助金交付に条件をつけることで各スポーツ団体が競技者に NADA 規程を遵守させる仕組みを確立している²⁰⁾。

④日本

日本のアンチ・ドーピング活動は、1972 年札幌冬季オリンピック競技大会でドーピング検査が実施されることにはじまる。1988 年には日本体育協会にスポーツ科学委員会の下部組織として「アンチ・ドーピング対策班」が設置されるとともに、日本オリンピック委員会 (以下、「JOC」という。)では、1991 年に選手強化本部の科学・情報専門委員会に医事対策班を設置してドーピング対策をスタートさせている²¹⁾。1993 年には日本体育協会と JOC のこれまでの活動を踏まえて両団体の合同アンチ・ドーピング対策班会議が設置²²⁾され、日本のスポーツ界のアンチ・ドーピング活動が推進される。

しかし、1996 年、アトランタオリンピック競技大会の直前に IOC 医事委員会のメロード委員長から名指して日本のドーピング検査数が極端に少ないということが指摘され、このコメントは世界中に報道されることが指摘され、このコメントは世界中に報道されることがなった²²⁾。このため、同年、国内アンチ・ドーピング機関の必要性について検討するために JOC、日本体育協会、日本プロスポーツ協会、各界の学識経験者

などで構成される「アンチ・ドーピング体制に関する協議会」が設立される。1998年同協議会は「日本におけるアンチ・ドーピング体制について」（提言）を取りまとめ、2000年には日本アンチ・ドーピング機構設置準備室が設置²²⁾されている。2001年にJOC、日本体育協会などの支援により財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が設立された。2012年には公益財団法人として認可され現在のJADAとなっている。2006年には日本政府がユネスコ国際規約を締結したことを踏まえて、文部科学省は同国際規約を履行するために2007年に「スポーツにおけるドーピング防止に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、このガイドラインによりJADAを国内アンチ・ドーピング機関として指定している²³⁾。

このように日本では、これまで民間団体である公益財団法人のJADAが国内アンチ・ドーピング機関として国内のドーピング・コントロールをはじめとするアンチ・ドーピング活動の中心を担ってきた。

⑤各国比較

各国のアンチ・ドーピング体制の確立までの経緯をみると国内アンチ・ドーピング機関の設置形態や性格は、当該国のスポーツ関係団体の設置形態や性格に規定されていることが示唆された。国内アンチ・ドーピング機関を設置するにあたっては、オーストラリアでは行政機関、英国では日本の独立行政法人と類似した位置づけである非省庁公的機関として設置されている。オーストラリア、英国の国内アンチ・ドーピング機関は、ともに政府の下で公的な性格を確保しながら執行機関としての役割を担う機関であった。両国においては、国内アンチ・ドーピング機関に限らず、スポーツの推進組織であるASCや英国のUKスポーツも同様の性格の組織である。ASADA及びUKADについては、もともとASCやUKスポーツから独立した組織であり、これらの国内アンチ・ドーピング機関の組織としての性格のルーツは元の組織にあるといえる。一方、ドイツと日本の国内アンチ・ドーピング機関は民間団体である。日本のJADAは公益財団法人であるが、ドイツのNADAも日本の財団法人と同様の法人格の団体である。ドイツと日本は、スポーツ団体自体がその自立性を尊重されて発展してきた経緯から、国内アンチ・ドーピング機関においても、スポーツ団体と同様に独立した民間団体として設立されている点が類似している。

日本は、これからもJADAの民間団体としての性格を維持することを想定している。今後、ドイツのNADAの役割・権限などについて詳細な調査を行うことは有効であると考えられる。現在ロシアの組織的ドーピングが問題となっている。このような中で、こ

れまでオーストラリアや英国が国内アンチ・ドーピング機関の独立性を高めることに努力してきた点については注視するべきである。

(2) アンチ・ドーピング関係法令・政策

①オーストラリア

オーストラリアは、2003年にコペンハーゲン宣言に署名しWADA及びWADA規程を支持する²⁴⁾とともに、2006年にユネスコ国際規約を締結している²⁵⁾。オーストラリアでは、アンチ・ドーピング法は存在しないが、ASADA法により法的にASADAの役割や権限を規定することで行政機関としての取組を可能にしている。具体的には、国内アンチ・ドーピング計画の立案、ASADAの設置及び機能、規律パネルの設置及び機能、情報管理などについて規定されている。この中で、ASADAの設置及び機能として、ASADAの機能は最高執行責任者（以下、「CEO」という。）がその機能を果たすとし、CEOの機能としてドーピング検査業務、安全事項に関するプログラム、教育、調査研究、情報収集などが規定されている。このほか、CEOの権限、CEOの任命、CEO支援要員なども規定されており、CEOに対して権限を与えASADAを機能させるように規定している点はASADA法の特徴といえる。このほか、ASADA法に基づきオーストラリア・アンチ・ドーピング規則及びオーストラリア・アンチ・ドーピング・スキーム（以下、「NADスキーム」という。）が規定されている。これらにWADA規程を盛り込むことで国内規程の整備を図っている。

ASADAは、行政機関であることから、ASADAが取り扱う情報の管理については、WADA規程に加えAustralia Government Investigations Standard 2011（オーストラリア政府捜査基準）を遵守する必要がある。州レベルの薬事法制ではWADA規程で禁止されている物質の一部が規制されている。例えば、クイーンズランド州のDrug Misuse 1989では、アンフェタミン、コカインなどが対象となっており不正取引や所持が禁じられている²⁶⁾。

②英国

英国は、2003年にコペンハーゲン宣言に署名しWADA及びWADA規程を支持する²⁴⁾とともに、2006年にユネスコ国際規約を締結している²⁵⁾。英国では、アンチ・ドーピング法は存在しないが、前述のとおり、UK National Anti-Doping Policyで政策目的と政策実現の枠組みを規定している。このUK National Anti-Doping Policyは、英国の国会で承認された政策である。具体的には、政策の目的、UKADの役割及び責任、スポーツ団体の役割及び責任、パネルの役割及び責任などが規定されている。この中で、UKADの役割及び

責任としては、WADA 規程及びユネスコ国際規約の遵守、国際的アンチ・ドーピング政策への協力、国内規程の整備、教育及び研究の促進、ドーピング検査、アンチ・ドーピングにおけるインテリジェンスの開発、政策への遵守のモニタリングなどが規定されている。英国では、UK National Anti-Doping Policy に基づいて国内のアンチ・ドーピング規則である UK アンチ・ドーピング規則が策定され WADA 規程の遵守のための実体的・手続的規程の整備を図っている。

英国には、国の薬事規制があり、薬品の販売・流通を規制し免許制とした Medicines Act 1968 (薬事法) 及び指定薬物の所持・販売・輸出入を禁じた Misuse of Drugs 1971 (薬物不正使用禁止法) がある。1996 年には改正が行われステロイド剤などの競技力向上を目的とした物質も規制対象となっている。その後、英国では指定薬物を決定する機関である薬物不正使用に関するアドバイザリー委員会（以下、「ACMD」という。）に、UKAD と ACMD の禁止薬物の使用に関する調査研究の結果が提出される。これにより国内の広範囲にわたり使用されている薬物のエビデンスが示され、エリスロポエチン、ヒト成長ホルモンなどのこれまで指定薬物となっていなかった WADA 規程による禁止物質が追加されている⁴⁾。なお、国内アンチ・ドーピング機関である UKAD は、インテリジェンス収集及びその情報管理にあたっては Data Protection Act 1998 (情報保護法) を遵守することとなっている¹⁸⁾。

③ドイツ

ドイツは、2003 年にコペンハーゲン宣言に署名し WADA 及び WADA 規程を支持する²⁴⁾ とともに、2006 年にユネスコ国際規約を締結している²⁵⁾。ドイツでは、2015 年に Gesetz gegen Doping im Sport 2015 (スポーツにおけるアンチ・ドーピングのための法律) が制定されている。本法律では、ドーピング物質・方法の不法な取扱、自己ドーピング、罰則、没収及び没収物、法令文書の許可、薬物の情報提示の要件、情報共有、個人情報、健康情報、仲裁などが規定されている。

ドイツでは、これまで 1976 年に制定された Gesetz ueber den Verkehr mit Arzneimitteln Arzneimittelgesetz (薬事法) を改正することでドーピングに関する禁止物質についても規定してきた。1998 年の改正では薬物濫用規制の拡大にともないドーピングの一部が刑事事追の対象とされ、他人に対する行為が犯罪化されている。しかし、この時点では、自己使用及び所持については対象とされなかった。2007 年の改正では、スポーツにおけるドーピング目的での禁止物質の取引、処方、他人に対する使用、物質の一定量以上の所持が犯罪化される。その後、2009 年、2010 年には文言の微修正等が行われ、2015 年の Gesetz gegen Doping im Sport 2015

の制定に至っている。本法律の制定にあたっての司法大臣の説明では、自己ドーピングの処罰、関係者の処罰、ドーピング処罰のためのスポーツ団体との連携強化が大きな柱である²⁷⁾ としており、これまで刑罰の対象となっていなかった自己使用が対象となった点は大きな改正点である。

④日本

日本は、2003 年にコペンハーゲン宣言に署名し WADA 及び WADA 規程を支持する²⁴⁾ とともに、2006 年にユネスコ国際規約を締結している²⁵⁾。日本では、アンチ・ドーピング法は存在しないが、2011 年に制定されたスポーツ基本法において、公正なスポーツの観点から、アンチ・ドーピング活動の重要性に対する国民の認識の深化などについて基本理念に定めるとともに、ユネスコ国際規約にしたがって JADA と連携を図りつつ、国はドーピングの検査、アンチ・ドーピングに関する教育及び啓発、その他のアンチ・ドーピング活動の実施に係る体制の整備及び国際的なアンチ・ドーピングに関する機関等への支援等を行うことが規定されている。

ユネスコ国際規約の締結後には、文部科学省が策定したガイドラインにより、JADA や競技団体の役割等が規定され、JADA は、これらを踏まえて WADA 規程を遵守した日本アンチ・ドーピング規程を策定し国内規程の整備を図っている。加えて、2013 年には独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下、「センター法」という。）が改正され、スポーツにおけるアンチ・ドーピング活動の推進に関する業務及びスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を JSC の業務としている。国の薬事規制としては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法において使用等を禁止する物質を規定している。この中には、WADA 規程で禁止する物質が含まれているが、これらは一部（麻薬類など）に過ぎないことからアンチ・ドーピングのための規制としては十分とはいえない。

⑤各国比較

各国のアンチ・ドーピング関係法令・政策をみると、比較対象国では共通するような法令・政策体系はみられなかった。アンチ・ドーピング法を有するのはドイツだけであった。ドイツは、薬事法である Gesetz ueber den Verkehr mit Arzneimitteln Arzneimittelgesetz から発展した Gesetz gegen Doping im Sport 2015 において刑罰やインテリジェンス収集などの高度なアンチ・ドーピング関係の事項について規定している。オーストラリアは、設置法において ASADA の役割や権限を規定することで行政機関としての取組を可能にし、イ

ンテリジェンス収集などについても ASADA の役割としていた。英国と日本は、法律ではなく政策によりユネスコ国際規約の履行のための措置を講じるなど国内のアンチ・ドーピング活動を推進している点は類似している。ただし、同じ政策であっても英国の UK National Anti-Doping Policy は、国会で承認された政策であるが、日本のガイドラインは大臣決定である点は相違している。アンチ・ドーピング法以外の薬事規制については、オーストラリア、英国、日本ともに各々の法規制を有している。オーストラリアでは州において薬事規制が行われ刑事罰が導入されている。英国は、国の薬事規制によりステロイド剤などの競技力向上を目的とした物質も規制対象として刑事罰を導入している。日本は、国の薬事規制はあるものの禁止薬物が一部しか含まれていない状況であった。なお、スポーツ全般を対象とするスポーツ基本法を制定してアンチ・ドーピングに関する事項を規定していたのは日本だけである。

比較対象国では、法令・政策体系はまちまちであったが、アンチ・ドーピング活動のために必要な措置は適切に法令・政策として規定されていた。日本では、法的措置の具体的な内容は明らかにされていないが、比較対象国からはインテリジェンス収集及びドーピング捜査だけでなく、アンチ・ドーピング活動の全体を勘案した法令・政策の検討が必要なが見えて取れる。

(3) インテリジェンス収集

①オーストラリア

オーストラリアでは、ASADA 法により ASADA は行政機関として他の行政機関から情報を受け取り、また情報を提供することができる権限を有している。CEO は行政機関の主要役員であると解され、税関からの情報を入手可能としている。具体的には、情報管理を規定する条項において CEO の税関情報へのアクセス及び使用を規定しており、税関で保護されている情報が、禁止物質の輸入又は輸入する試みに関して、輸入又は輸入する試みが連邦政府の法律に反する、NADO スキーム対象競技者又は NADO スキーム対象支援者が輸入又は輸入する試みに疑うに足る合理的な理由がある、禁止物質が NADO スキームの対象の 1 人以上の競技者が使用するためのものであることを疑うに足る合理的な理由がある、これらいずれかの条件を満たす場合は、この情報は ASADA の機能の目的のために ASADA によって使用される情報であると解され、CEO による管理、使用、開示は認定されると規定されている。このほか、ASADA は税関、警察機関（連邦及び州）、医薬品局、国際警察機関、医療機関の規制関係機関、スポーツ関係団体等と覚書を交わし

らに連携を強固なものとしている⁴⁾。加えて、ASADA の CEO は、スポーツ担当大臣から任命され、現 CEO は警察官僚である。警察当局との連携及び捜査ノウハウの継承がなされるとともに、円滑な情報共有をめざしている²⁶⁾。

前述のとおり、2006 年に ASADA が設立されたのは、2004 年に起きた Mark French 事件がきっかけとなり、アンチ・ドーピング規則違反の捜査権限などを強化したアンチ・ドーピング機関の必要性が高まったことによる。ASADA は 2008 年には、既にアンチ・ドーピング規則違反の 25% をインテリジェンス収集及びドーピング捜査などから摘発していた⁴⁾。

②英国

英国では、UK National Anti-Doping Policy によって、UKAD や関係行政機関のインテリジェンス収集に関する事項を規定してインテリジェンス収集を実施している。具体的には、UKAD は法の執行機関やその他公的機関との間でインテリジェンスを共有するため覚書又は同様の手続きを行うこと。UKAD は、スポーツ団体、競技者、競技者支援要員、その他関係者からインテリジェンス収集を行うことができるように手続きを行うこと。UKAD は、すべてのインテリジェンスが適用可能な法的要件に従って処理され安全かつ適切に捜査されフォローアップされることを保証するために必要な政策と手続きを実施することが規定されている。実際に税関・重大組織犯罪対策機構、医薬品庁と覚書を締結し、協力関係を通じた情報交換の枠組みを明確化している¹⁸⁾ほか、警察機関からの情報提供については、警察機関の情報開示条件を規定している Serious Organized Crime and Police Act 2005 に開示先として 2010 年に UKAD を追加している⁷⁾。UKAD では、さらに警察機関との情報共有を円滑に行うために、インテリジェンス部門長に警察経験者の採用も行っている⁷⁾。

2012 年ロンドン大会に際しては、ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「LOCOG」という。）にアンチ・ドーピング活動を担当する部局が設置され、LOCOG も UKAD が覚書を締結した行政機関等と覚書を締結するなどして情報共有を行っている。ただ、実際のインテリジェンス収集は UKAD が行い、LOCOG は中立的立場をとったとされている¹⁸⁾。

③ドイツ

ドイツでは、Gesetz gegen Doping im Sport 2015 によって、インテリジェンス収集に必要な事項が規定されている。具体的には、ドーピング・コントロール・システムの枠組みの中で懲戒処分をとる必要がある場合は、裁判所又は検察は刑事手続き上の個人情報

NADA に提供することができるとし、NADA の行政機関からの情報提供を可能にしている。個人情報の取扱いについても規定しており、NADA はドーピング・コントロール・システムを適用する必要がある場合は、競技者の姓名、競技者の性別、競技者の生年月日、競技者の国籍、競技者の競技種目及び所属する競技団体、競技者のトレーニング拠点及びグループ、アントラーズの姓名、アンチ・ドーピング規則違反、競技会外検査対象者の適用及び居場所情報を対象として、これらの個人情報を収集、処理、使用する権利を与えられと規定されている。これらに加えて、競技者の健康情報についても規定しており、個人情報の取扱いと同様に NADA がドーピング・コントロール・システムを適用する必要がある場合は、血液や尿検体に関する情報、治療使用特例に関する情報を収集、処理、使用する権利を与えられと規定されている。

本法律では、刑罰を導入（後述する）し、インテリジェンス収集のための行政機関からの情報提供、個人情報や健康情報の取扱い等についても規定されているため、ドイツではインテリジェンス収集が機能する体制となっている。

④日本

日本では、現在、JADA が関係の行政機関との情報共有によるインテリジェンス収集ができる体制は確立されていない。日本の現行法においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を活用することによって、競技者等の個人情報について行政機関から JSC を経由して JADA へ情報提供を行うことが可能である。しかし、この場合は、「法令に定めがある場合」、「本人同意」、個人情報を保有する行政機関の長が「相当な理由がある」と判断した場合又は「特別な理由がある場合」に限られている。2020 年東京大会等のような限られた期間に多量のアンチ・ドーピングに関する情報を処理しなければならない状況では、個別に「本人同意」や行政機関の長の判断を求めるような手法では支障が生じる恐れがある⁷⁾。

JADA がアスリートやコーチなどのドーピングに係る個人情報を取り扱う場合についても、個人情報保護法において利用目的による制限又は第三者提供の制限等の諸義務が課されている。特定の事案においては制限の例外措置を取ることも可能ではあるが、2020 年東京大会を考慮すると確実にドーピングに関する個人情報の提供を受けることができるような新たな仕組み作りを行うことが必要であり、そのための特別な法的措置の検討が必要になる⁷⁾と考えられる。以上のような点が現在文部科学省タスクフォースにおいて検討されている⁷⁾。

⑤各国比較

各国のインテリジェンス収集は、国内アンチ・ドーピング機関の設置形態や性格を踏まえて、各々が適切なアンチ・ドーピング法令・政策によって実行を可能にしていた。この中で、オーストラリアは、設置法において ASADA 設立当初から ASADA の役割としてインテリジェンス収集を規定し、さらに他の行政機関と覚書を締結するなどの体制を構築して既の実績を上げている。ドイツは、法律にインテリジェンス収集について規定するとともに、個人情報、健康情報、刑罰についても規定していた。英国は、法的な措置は講じていないが、政策によりインテリジェンス収集を規定するとともに、UKAD と他の行政機関との覚書の締結や警察の開示条件の規定の改正によりインテリジェンス収集を可能としている。このほか、オーストラリアと英国では、両国とも警察経験者を国内アンチ・ドーピング機関に採用している点は類似している。

日本は、現在のところ JSC を経由して行政機関から JADA に情報提供することでインテリジェンス収集を行うことを想定しており、このための法的措置を検討している。しかし、このような日本の体制は比較対象国とは大きく異なる体制であり、実行に向けて検討すべき事項が多々あると推察される。

(4) ドーピング捜査

①オーストラリア

オーストラリアでは、ASADA 法により CEO に競技者のヒアリングを行う権限及びアンチ・ドーピング規則違反の可能性を捜査する権限が与えられている。これらは、WADA の検査及びドーピング捜査に関する国際基準に規定されているようなドーピング捜査の実施³⁾を可能にしている。ASADA 自体には、警察や検察のような刑事捜査の権限が与えられているわけではないが、競技者がヒアリングのための召還指示にしたがわない場合などは行政罰が課される。前述のとおり、クイーンズランド州のように薬事規制を行っている州の場合は、規制対象となる物質の不正取引や所持などがあった場合は刑事罰が科される。

②英国

英国では、UKAD が刑事捜査を行うような権限は有していない。WADA 規程で禁止するステロイド剤などは Misuse of Drugs 1971 の規制物質に指定され、薬物の製造及び供給の制限、薬物の所持の制限に対して刑事罰が科されている。薬物の製造及び供給の制限には最長 14 年の懲役と罰金、薬物の所持の制限では単なる所持であれば最長 2 年の懲役と罰金、供給を目的とした所持の場合には最長 14 年の懲役と罰金とされている。1996 年以来、ステロイド剤などが Misuse of Drugs

1971の規制物質に指定され摘発の事例はあるものの、捜査官レベルでは伝統的な禁止物質とは性質が異なることから対応が困難との指摘もある¹⁸⁾。

③ドイツ

ドイツでは、前述のとおり、Gesetz gegen Doping im Sport 2015によって刑罰が規定されている。禁止薬の製造、販売等は3年以下の懲役又は罰金、禁止薬の所持は2年以下の懲役又は罰金、多数の健康を害する死の結果を招くなど重大で深刻なアンチ・ドーピング規則違反は1年以上10年以下の懲役又は罰金等の刑罰が規定されていることから警察による捜査が行われることがある。なお、NADAの捜査権については、Gesetz gegen Doping im Sport 2015に規定がなく、法的な捜査権は認められていない。

④日本

日本では、現在JADAにドーピング捜査権はない。今後、ドーピング捜査を検討するにあたっては、アンチ・ドーピングに係る刑事罰を導入するかどうかと大きく関わる。日本はアンチ・ドーピング規則違反の確定率が低いことから、国内的には、日本の競技者に対し、刑罰を導入する必要性は低いと考えられている⁷⁾。他方、国際的には、ロシアの組織的ドーピングをはじめ、ドーピングはスポーツの価値を脅かす深刻な問題となっていることや日本は2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京大会を控えていることから、国内情勢だけで判断することはできないという指摘もある。引き続き、競技者を守るという観点、抑止力となりうるかという観点、また法実務的な観点等を含め、刑罰等の罰則を設けることの是非について法律の専門家等によりさらなる検討を行う必要がある⁷⁾。以上のような点が現在文部科学省タスクフォースにおいて検討されている⁷⁾。

⑤各国比較

ドーピング捜査については、全ての国において国内アンチ・ドーピング機関が刑事捜査のような権限を有していなかった。ただし、オーストラリアだけは、CEOにドーピングに関する捜査が可能とされていた点は特徴的な点である。刑罰については、ドイツがGesetz gegen Doping im Sport 2015に規定しているほかは、オーストラリアは州レベルの一部で、英国は国で薬事規制として刑罰を規定している。日本の場合は、禁止物質の一部が国の薬事規制に含まれているという状況である。

日本のドーピング捜査を検討する場合には、比較対象国を参照すると、刑罰の導入の是非が大きく関係することがわかる。このほか、JSCの捜査権限、薬事規制との関係などが検討の視点であることが示唆される。

4. 考 察

本研究の目的は、比較対象国との比較から今後の日本のアンチ・ドーピング体制の構築のための示唆を得ることであった。以下では、本研究の結果において特に課題と考えられる点に着目して考察することとする。

(1) JSCの中立性の確保

国内アンチ・ドーピング体制の確立までの経緯をみると、各国の国内アンチ・ドーピング機関は独立した機関の必要性により設置され、インテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制構築の後国内アンチ・ドーピング機関の独立性は確保されている。日本の場合は、国内アンチ・ドーピング機関であるJADAの民間団体としての性格はこれまでどおり維持しながら、新たに独立行政法人であるJSCを経由して行政機関との情報共有を行うことを想定している。この日本が想定する体制であるとJSCは競技力向上とアンチ・ドーピングの両方を担う機関になるという問題があげられる。2012年ロンドン大会の開催国である英国を参照すると、UKADがUKスポーツから独立した経緯は競技力向上とアンチ・ドーピングの利益相反の恐れが懸念されたことにあった。文部科学省タスクフォースの検討ではJSCはハイパフォーマンスセンターを有し競技者やコーチ等とのネットワークを通じて情報を得ることでインテリジェンス収集に有益であるとしているが、ロシアの組織的ドーピングが問題となっている中で、これはアンチ・ドーピング関係機関と競技力向上を担う機関が同じ組織であることを意味することになり、望ましい体制とはいえないと考えられる。加えて、JSCは、競技団体や競技者の競技力向上を財政的にも支援する機関である。日本の場合は、JSCの中立性の確保について検討する必要があると考えられる。

(2) 包括的な法整備の必要性

各国のアンチ・ドーピング関係法令・政策をみると、比較対象国では共通するような法令・政策体系はみられなかった。しかし、比較対象国は各々が国内アンチ・ドーピング体制の構築に必要な措置を法令・政策に規定している。具体的には、国内アンチ・ドーピング機関の役割、規律パネルの設置、教育及び研究の促進、個人情報取扱い、インテリジェンス収集などについて法令・政策として規定している。

日本においては、スポーツ基本法が理念的性格であることから、単独法を制定することで、アンチ・ドーピングなどはさらなる実行性が確保されると考えられ、アンチ・ドーピング法に対する期待は大きい。現実的

にもインテリジェンス収集及びドーピング捜査だけが法律事項になることは考えにくい。日本は、インテリジェンス収集及びドーピング捜査の法的措置だけでなく、スポーツ基本法を踏まえて比較対象国を参照しながらアンチ・ドーピング活動に必要な措置について包括的な法整備を検討する必要があると考えられる。

(3) JSC と JADA の連携の必要性

各国のインテリジェンス収集の方法をみると、比較対象国では1つの国内アンチ・ドーピング機関がインテリジェンス収集を行うのに対して、日本ではJSCとJADAという2つの機関での体制が想定されている。これは比較対象国とは大きく異なる体制であり、この体制でIOCやWADAが求めるような成果をあげることは難易度が高いものと推察される。WADAは、検査及びドーピング捜査に関する国際基準³⁾やインテリジェンス収集及びドーピング捜査の解説⁴⁾でインテリジェンス収集及びドーピング捜査を実行するためには、国内アンチ・ドーピング機関と行政機関との間の情報や専門的な知見などの相互提供をはじめ高度な連携が必要であることを示している。これは、決して容易なことではなく、オーストラリアや英国がWADAの求めることを実行するために念入りな体制を構築していることから理解できる。

このことから、日本の場合はJSCとJADAの連携が重要であり、オーストラリアや英国の具体的な手法を研究することに加え個人情報の保護に関する法的措置のほか日本独自の方法について十分検討する必要があると考えられる。

(4) ドーピング捜査及び刑罰の導入

ドーピングの刑事捜査については、すべての比較対象国の国内アンチ・ドーピング機関がその権限を有していなかった。オーストラリアについては、刑事捜査ではなくドーピングに関する捜査についてのみ可能にしていた。ドーピング捜査は、刑事罰や薬事規制と大きく関係する。アンチ・ドーピングに関する刑罰については、ドイツだけが法律で規定しており、その他は薬事規制との関係で刑罰を導入している英国などがみられた。

日本では、刑罰の導入についても検討事項となっているが、特にいくつかの点については、比較対象国を参考にしながらも、国内事情も含めて慎重に判断するべきと考えられる。1点目は、ドイツなどは既に刑罰を導入しているが、日本ではWADA規程を遵守した中で民間における契約違反としてドーピングを行った者はスポーツ制裁を受けることになっており、これに加えて刑罰を科すということになるとそれは抑止効果

等の観点から意味があるのかどうかという点である。2点目は、ドイツは2015年の立法から自己ドーピングを規定しているが、競技者自身のドーピングのような自傷行為に対する刑罰は現在のところ日本の法律にはないという点である。3点目は、刑罰の導入により競技者だけが対象になった場合には競技者に対する差別的扱いとなりスポーツ基本法に反する恐れがあるという点である。これらの検討にあたっては、ドイツでこれまでGesetz ueber den Verkehr mit Arzneimitteln Arzneimittelgesetzの改正において焦点となってきた、他人への行為に対する刑罰、不正取引に対する刑罰、禁止薬物の量による刑罰、自己使用に対する刑罰と時代とともに検討してきた経緯は参照するべきである。加えて、英国でのMisuse of Drugs 1971の規制薬物の改正がUKADとACMDとの協力による禁止物質に関する調査研究のエビデンスにより行われている点も参照するべきである。このようなことから、刑罰の導入については、十分議論を尽くす必要があると考えられる。

5. 結 論

アンチ・ドーピングにおけるインテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制に関する日本、オーストラリア、英国、ドイツとの比較分析から、新たな日本のアンチ・ドーピング体制の構築のための課題が示唆された。具体的には、JSCの中立性の確保、包括的な法整備の必要性、JSCとJADAの連携の必要性、ドーピング捜査及び刑罰の導入が課題として明らかになった。このことは、2020年東京大会の成功及び今後の日本のアンチ・ドーピング活動の推進に貢献するものであると考えられる。

注 記

注1) 日本臨床スポーツ医学会主催の第26回学術集会シンポジウム「2020年に向けたアンチ・ドーピング」(2015年11月7日開催)及び日本スポーツ法学会主催のシンポジウム「アンチ・ドーピング法制化に向けた検討課題」(2016年6月19日開催)においてインテリジェンス収集及びドーピング捜査等について議論されている。

注2) 高山は、ドーピングの刑罰的規制の比較研究において、スポーツ団体が行政機関の性格を有する法的枠組の中でドーピングが扱われるフランス、スポーツ制裁と刑事罰が併存し自己使用も犯罪とされている中で民間スポーツ団体の制裁制度にも国のコントロールが強く及ぶイタリアなどと比較して、ドイツはスポーツ団体の地位や刑法理論において日本と共通性を有し参考になる点があると論じている²¹⁾。

注3) 本論においては、IOCからはオーストラリア、英国を調査しインテリジェンス収集及びドーピング捜査の体制を構築することを要請されていることか

ら、結果においてはオーストラリア、英国、ドイツを参照した後に日本の状況を記述することとする。

注4) Mark French 事件とは、自転車競技においてドーピング目的の不正取引が明るみになり、議会においてアンチ・ドーピング機関のドーピング捜査権限が問題となった事件。議会に提出されたこの事件の調査報告による勧告を受けて、2006年に広範な権限を有するASADAが設立されている。

文 献

- 1) WORLD ANTAI-DOPIG AGENCY (2014) WORLD ANTAI-DOPIG CODE.WADA: Montreal
- 2) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (2015) 平成 26 年度ドーピング紛争仲裁に関する調査研究 研究報告書『解説』. 50. <http://www.jsaa.jp/ws/dopingreport2014> (参照日 2016 年 12 月 20 日)
- 3) WORLD ANTAI-DOPIG AGENCY (2015) International Standard for Testing and Investigations. WADA: Montreal
- 4) WORLD ANTAI-DOPIG AGENCY (2011) Coordinating Investigations and Sharing Anti-Doping Information and Evidence. WADA: Montreal
- 5) Parham E. (2008) AUSTRALIA AND THE WORLD ANTI-DOPING CODE, 1999-2008: A STUDY OF THE ROLE OF THE AUSTRALIAN GOVERNMENT AND AUSTRALIAN PUBLIC SERVICE IN DRAFTING AND IMPLEMENTING THE WORLD ANTI-DOPING CODE. <https://wada-main-prod.s3.amazonaws.com> (参照日 2016 年 10 月 20 日)
- 6) International Olympic Committee (2011) 2020 CANDIDATURE ACCEPTANCE PROCEDURE. IOC: Lausanne
- 7) 文部科学省 (2016) アンチ・ドーピング体制の構築・強化について～ドーピングのないクリーンなスポーツの実現に向けて (中間報告). <http://www.mext.go.jp/sports> (参照日 2016 年 10 月 20 日)
- 8) Harcourt PR., Marclay F., Clothier B. (2014) A forensic perspective of the AFL investigation into peptides: an antidoping investigation case study. *British journal of sports medicine* 48(10): 810-813.
- 9) Moston S., Engelberg ET., Skinner J. (2014) Non-analytical positives: forensic interviewing and the detection of doping in sport. IN: Stewart, B. and Burke, M. (eds.) *Drugs and Sport: Writings from the Edge*, Victoria Australia: Dry Ink Press: 125-154.
- 10) Moston S., Engelberg ET., Skinner J.(2013) Investigative Interviewing and Anti-Doping Developments in Australia. *Investigative Interviewing Research and Practice*: 5(2) 144-149
- 11) Alexander BR. (2014) War on drugs redux: Welcome to the war on doping in sports. *Substance use & misuse*, Taylor & Francis, Volume 49, Issue 9: 1190-1193
- 12) 河野一郎 (1998) アンチ・ドーピング. *体力力学* 47: 165-172
- 13) 河野一郎 (2004) ドーピングの歴史とアンチ・ドーピング国際ネットワーク. *臨床検査*: 48(7) 733-739
- 14) 浅川伸 (2005) アンチ・ドーピング推進活動に於ける日本版ベストプラクティスモデルの構築. 筑波大学
- 15) Houlihan, B. (1997) *Sport, Policy and Politics, a Comparative Analysis*. Routledge: London
- 16) 森浩寿 (2000) オーストラリアのドーピング規則に関する法的対応, 競技者をめぐる法律問題: 日本スポーツ法学会 (7号) 142-153
- 17) Waddington I, Smith A. (2009) *An Introduction to Drugs in Sports: Addicted to Winning?*, Routledge, a member of the Taylor & Francis Group: London
- 18) 文部科学省 (2013) ドーピングに対する法的制裁制度に関する調査研究. 文部科学省: 東京
- 19) 文部科学省 (2011) 諸外国におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究. 文部科学省: 東京
- 20) 高山加奈子 (2012) ドーピングの刑法的規制, 法学論叢. 京都大学法学会: 170(4-6) 360-394
- 21) アンチ・ドーピング体制に関する協議会 (AD 協議会) (1998) 我が国におけるアンチ・ドーピング体制について—提言. AD 協議会: 東京
- 22) 河野一郎 (2003) 日本アンチ・ドーピング機構設立. *臨床スポーツ医学* (2) 145-150
- 23) 文部科学省 (2007) スポーツにおけるドーピング防止に関するガイドライン. http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports (参照日 2016 年 10 月 1 日)
- 24) 文部科学省 (2008) ドーピング防止活動関係資料集. 文部科学省: 東京
- 25) United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (2015) *States Parties to International Convention against Doping in Sport*. <http://www.unesco.org/eri/la/convention>. (参照日 2016 年 10 月 1 日)
- 26) 森本陽美 (2011) ドーピング規則違反と「厳格責任」原則について, 法学論叢. 京都大学法学会: 83(2-3) 303-330
- 27) 小名木明宏 (2015) ドーピングの法的規制についての比較研究. 笹川スポーツ財団, http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/encourage/grant/pdf/research15_1-01. (参照日 2016 年 10 月 1 日)
- 28) Australian Sports Anti-Doping Authority (2016) *Governance-CEO*.<https://www.asada.gov.au/about-asada/governance/ceo> (参照日 2016 年 10 月 31 日)

〈連絡先〉

著者名: 日比野幹生

住 所: 神奈川県横浜市青葉区鴨志田町 1221-1

所 属: 日本体育大学体育学部スポーツ政策学研究室

E-mail アドレス: hibino@nittai.ac.jp